

○一部事務組合下田メディカルセンター会計管理者の職務を代理する出納員を定める規則

平成 12 年 3 月 28 日  
共立湊病院組合規則第 2 号

改正 平成 19 年 4 月 1 日共立湊病院組合規則第 2 号

改正 平成 24 年 4 月 23 日共立湊病院組合規則第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 170 条第 3 項の規定による一部事務組合下田メディカルセンター会計管理者の職務を代理する出納員は、事務局長の職にある出納員とする。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日共立湊病院組合規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 23 日共立湊病院組合規則第 2 号）

この規則は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。